

令和6年度児童手当制度の改正について

●問い合わせ／子育て施策推進係 ☎53-3333

令和6年6月5日に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』により、令和6年10月分（12月支給分）の児童手当から、制度内容が一部変更となります。

改正内容	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学校卒業までの児童を養育している人	高校生年代（18歳に達する年度末まで）の児童を養育している人
所得制限	あり（所得制限限度額以上は特例給付、所得上限限度額以上は非該当）	なし
手当月額	●3歳未満：15,000円 ●3歳から小学校修了までの 第1子・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生：10,000円 ●特例給付：一律5,000円	●3歳未満の 第1子・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ●3歳から高校生年代までの 第1子・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支払い回数	年3回（10月・2月・6月） ※4カ月分を支給	年6回（偶数月） ※2カ月分を支給

児童手当等を受給中の人の申請手続き

支給対象となる高校生年代の児童が、受給者と同居していないなどにより、厚岸町で養育状況を把握していない場合『額改定請求書』の提出が必要です。

また、児童と別居している場合は併せて『別居監護申立書』の提出が必要です。

10月分児童手当支払通知書と併せて案内書類をお送りしますので、郵送または窓口でお手続きください。

※特定給付受給者（児童1人あたり5,000円）の人や、中学生以下の児童と高校生年代の児童の両方を養育している人については、手続き不要で増額となります

児童手当等を受給していない人の申請手続き

中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童のみ養育している場合または所得上限限度額超過により、現在児童手当等が支給されていない場合は、新規認定請求が必要です。

支給対象年齢の児童が厚岸町に住民登録がある場合は、9月に案内書類をお送りします。

対象児童が厚岸町外に居住している場合や、9月以降に厚岸町に転入した場合などは、申請書をお送りできませんので、該当する場合はお問い合わせください。

請求者が厚岸町外に居住している場合はお住まいの市区町村へ、公務員の場合は勤務先へ請求してください。

大学生年代の児童を養育している人の申請手続き

多子加算のカウント対象となる大学生年代（22歳に達する年度末まで）の児童を含めて、養育する児童が3人以上いる場合、新規認定請求または額改定請求と併せて『監護相当・生計費の負担についての確認書』の提出が必要です。

また、現在児童手当等を受給中の人についても、該当する場合は提出が必要です。

※同居・別居いずれの場合も提出が必要です